第23回(令和3年度第1回)

南あわじ市子ども・子育て会議

補足資料





●保育所(園) 【市立】9ヵ所	
保育所•園名	定員
倭文保育園 ☎46-0654	60
広田保育園 ☎45-0040	150
榎列保育所 ☎42-2392	120
八木保育所 ☎42-0559	120
神代保育所 ☎42-1252 ※延長保育有	120
志知保育所 ☎42-3101	45
賀集保育所 ☎54-0458	120
北阿万保育所 ☎55-0075	90
阿万保育所 ☎55-0133	90

❷地域型保育所 【私立】3ヵ所		
保育所名	定員	
ぬしま保育園 ☎57-0021	12	
すくすく保育園 ☎43-2139	19 (地域枠5)	
翁寿園保育所 ☎42-6006	7 (地域枠2)	

❸幼稚園 【市立・私立】4ヵ所	ŕ
園 名	定員
湊幼稚園 ☎36-2835	45
津井幼稚園 ☎ 38-0352	45
志知幼稚園 ☎36-3340	45
さゆり幼稚園(私立) ☎52-0778	15

4認定こども園 【市立・私立】5ヵ剤	f
園 名	定員
伊加利こども園 (市立) ☎39-0026	40
市こども園 (市立) ☎42-0215 ※延長保育・一時保育・ 病後児保育有	175
幼保連携型 認定こども園松帆北 (私立) ☎36-2410	40
幼保連携型 認定こども園松帆南 (私立) ☎36-2344	110
公私連携幼保連携型認定 こども園福良こども園 ☎52-0252 ※一時保育有	130

令和3年度の入所園児の募集

保育の必要性の有無および児 童の年齢に応じて、3つの認定 区分が設けられ、以下の利用先 に申し込むことができます。

認定区分	対 象	利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希 望する場合	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上で入所要件 に該当し、保育所等で の保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満で入所要件 に該当し、保育所等で の保育を希望する場合	

※2号、3号認定について、保護者の就業時間等 により短時間認定と標準時間認定に分けられます

申込方法

ご希望の施設にお子さまを連れて手続きをして ください。申込書は施設に備え付けています。

定員を超える場合は、審査により第2・第3希 望の施設への入所、または入所できないことがあ ります。入所できなかった場合は、申込を1年間 有効とし、空きが生じた場合の審査対象とします。 ※市外保育所・こども園を希望する場合は子育て

ゆめるん課までご連絡ください ※産休・育休の人で令和3年度途中に職場復帰す る人も今回の期間に入所希望を受付します。私

立施設については直接お問合せください 申込書配布 • 受付期間

期間 10月19日(月)~24日(土) ※幼稚園の受付は土曜日を除く

時間 午前9時~午後5時(24日は正午まで)

◆利用先別の保育時間等について

保育所	幼 稚 園	認定こども園
■保育時間 月~金曜日 ▽短時間認定 ・午前8時~午後4時 ▽標準時間認定 ・午前8時~午後6時 ▽土曜日 ・午前8時~下後6時 ▽土曜日 ・中前8時~正午 ※土曜日は八木保育所、資集保育 所、伊加利こども園で集約保育 ■延長時間※別途料金必要 ▽場所:神代保育所 ▽時間:午前であったは ・子育でゆめるん課☆43-5219	■教育時間	■保育時間・休園日・保育料 ▽1号認定は効稚園に保育所に準ずる ▽2号・3号認定は保育所に準ずる ※市こども園の土曜日は保育所と同じ 3施設で集約保育 ■延長時間※別途料金必要 ▽場所:市こども園 ▽時間:午前7時~午後7時 圏各認定こども園または 子育てゆめるん課金43-5219 ※私立こども園の保育時間は、直接園 へお問合せください

※市立保育所・市こども園の土曜日保育は、八木保育所、賀集保育所、伊加利こども園で集約します ※地域型保育所の保育時間については各施設で異なりますので、直接お問合せください

◆【参考】 令和 2 年度月額保育料 ※令和3年度は変更になる場合があります

※各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		2号認定・3号認定の保育料(月額)		額)			
階層区分			3歳未満児		満児	3歳児以上	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		定義	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	
第1階層	(単給世帯を含む)等		【市民税剂 57,700 円				
第2階層		市民税非課税世帯	0円	0円	(ひとり親世帯等は		
第3階層		48,600 円未満	19,500円	17,500円	77,101 円未満の世帯) 保育料・給食費無料		
第4階層		48,600 円以上 97,000 円未満	28,000円	26,000円	体目科・和	及負無科	
第5階層	市民税	97,000 円以上 169,000 円未満	37,000円	35,000円	【市民税剂 57,700 円		
第6階層	所得割額	169,000 円以上 301,000 円未満	41,500円	39,500円	(ひとり親 77,101 円)	世帯等は	
第7階層		301,000 円以上 397,000 円未満	45,000円	43,000円	保育料 ※給食費は		
第8階層		397,000 円以上	48,000円	46,000円			

※多子世帯および母子・父子家庭や在宅障害児(者)のいる世帯などは、保育料の軽減があります(所得制限あり) ※1号認定は教育部分の保育料は無料。午後の預かり保育、給食費等は有料(給食費は所得により免除の場合あり)



●保育所(園) 【市立】 9ヵ所	
保育所·園名	定員
倭文保育園 ☎46-0654	60
広田保育園 ☎45-0040	150
榎列保育所 ☎42-2392	120
八木保育所	120
神代保育所 ☎42-1252 ※延長保育有	120
志知保育所	45
賀集保育所 ☎54-0458	120
北阿万保育所 ☎55-0075	90
阿万保育所 ☎55-0133	90

②地域型保育所 【私立】2ヵ所	ī
保育所名	定員
すくすく保育園	19
☎43-2139	(地域枠5)
翁寿園保育所	7
☎42-6006	(地域枠2)

❸幼稚園 【市立・私立】4ヵ所	i
園 名	定員
湊幼稚園 ☎36-2835	45
津井幼稚園 ☎ 38-0352	45
志知幼稚園 236-3340	45
さゆり幼稚園(私立) ☎52-0778	15

◆認定こども園 【市立・私立・公私送 5ヵ所	重携】
園 名	定員
伊加利こども園 (市立) ☎39-0026	40
市こども園 (市立) ☎42-0215 ※延長保育・一時保育・ 病後児保育有	175
幼保連携型 認定こども園松帆北 (私立) ☎36-2410	40
幼保連携型 認定こども園松帆南 (私立) ☎36-2344	110
幼保連携型認定こども園 福良こども園 (公私連携) ☎52-0252 ※一時保育有	130

令和 4 年度の入所園児の募集

保育の必要性の有無および児 童の年齢に応じて、3つの認定 区分が設けられ、以下の利用先 に申し込むことができます。

認定区分	対 象	利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希 望する場合	・幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で入所要件 に該当し、保育所等で の保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満で入所要件 に該当し、保育所等で の保育を希望する場合	・認定こども園

※2号、3号認定について、保護者の就業時間等 により短時間認定と標準時間認定に分けられます

申込方法

ご希望の施設にお子さまを連れて手続きをしてください。申込書は施設に備え付けています。 定員を超える場合は、審査により第2・第3希望の施設への入所、または入所できないことがあ

ります。入所できなかった場合は、申込を1年間 有効とし、空きが生じた場合の審査対象とします。 ※市外保育所・こども園を希望する場合は子育て ゆめるん課までご連絡ください

※産休・育休の人で令和4年度途中に職場復帰する人も今回の期間に入所希望を受付します。私立施設については直接お問合せください

申込書配布•受付期間

期間 10月18日(月)~23日(土) ※幼稚園の受付は土曜日を除く

時間 午前9時~午後5時(23日は正午まで)

◆利用先別の保育時間等について

保育所	如 稚 園	認定こども園
■保育時間 月~金曜日 ▽短時間認定 午前8時~午後4時 ▽標準時間認定 午前8時~午後6時	■教育時間 午前8時30分~午後0時30分 ■預かり保育 午後0時30分~4時 ※保育の必要性の認定を受けた場合	■保育時間・休園日・保育料 ▽1号認定は効稚園に準ずる ▽2号・3号認定は保育所に準ずる ※市こざも園の土曜日は保育所と同じ 3施設で集約保育
▽土曜日 午前8時~正午 ※土曜日は八木保育所、賀集保育	 (無料 は無料 (本集日) (本集財) (本集財) (本集財) (本集財) (本集財) (本集財) (本ませ) (■延長時間※別途料金必要 ▽場所:市こざも園 ▽時間:午前7時~午後7時 園舎認定こざも園または 子育でゆめるん課金43-5219
▽場所:神代保育所 ▽時間:午前7時~午後7時 圏各保育所(園)または	※別途給食費等を徴収 園各幼稚園または 子育てゆめるん課金 43-5219 ※私立幼稚園の保育時間は、直接園 へお問合せください	※私立こども園の保育時間は、直接園へお問合せください

※市立保育所・市こども園の土曜日保育は、八木保育所、賀集保育所、伊加利こども園で集約します ※地域型保育所の保育時間については各施設で異なりますので、直接お問合せください ※各園の特色について市ホームページに掲載していますので、ご覧ください

◆【参考】 令和3年度月額保育料 ※令和4年度は変更になる場合があります

※各月初日の	在籍入所児童	童の属する世帯の階層区分	2号記	忍定・3号認定	この保育料(月	額)		
階層区分		定義	3歳未	満児	3歳児	以上		
PARE C 7		た 我	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定		
第1階層	生活	保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む) 等	0円	O円	【市民税所 57,700 円			
第2階層		市民税非課税世帯	O円	0円	(ひとり親			
第3階層		48,600 円未満	19,500円	17,500円	77,101 円未満の世帯) 保育料・給食費無料			
第4階層		48,600 円以上 97,000 円未満	28,000円	26,000円	休月科・和	1艮莫無料		
第5階層	市民税	97,000 円以上 169,000 円未満	37,000円	35,000円	【市民税所得割額】 57.700 円以上の世間			
第6階層	所得割額	169,000 円以上 301,000 円未満	41,500円	39,500円	(ひとり親 77,101 円)	世帯等は		
第7階層		301,000 円以上 397,000 円未満	45,000円	43,000円	保育料 ※給食費は			
第8階層		397,000 円以上	48,000円	46,000円				

※多子世帯および母子・父子家庭や在宅障害児(者)のいる世帯などは、保育料の軽減があります(所得制限あり) ※1号認定は教育部分の保育料は無料。午後の預かり保育、給食費等は有料(給食費は所得により免除の場合あり)

令和2年度保育所施設別入所児童数(令和3年3月1日現在))

計 1,401人

1. 市内入所児童数(他市町より受託児童は含めない)

公私	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備考
	広田保育園	150	3	7	14	45	37	44	150	
	倭文保育園	60	3	6	9	10	9	7	44	
	榎列保育所	120	3	5	15	31	35	34	123	
	八木保育所	120	3	7	18	28	26	35	117	
	神代保育所	120	2	8	11	25	22	25	93	
公	志知保育所	45	3	10	8	6	10	4	41	
- Z	賀集保育所	120	4	8	12	27	42	31	124	
	北阿万保育所	90	2	7	6	19	20	26	80	
	阿万保育所	90	3	5	13	32	25	30	108	
	伊加利こども園	40	1	4	6	8	8	7	34	幼保連携型認定こども園
	市こども園	175	7	15	21	42	44	45	174	幼保連携型認定こども園
	小 計	1,130	34	82	133	273	278	288	1,088	
	福良	130	5	8	18	30	26	23	110	公私連携幼保連携型認定こども園
	松帆南	110	6	9	19	24	26	26	110	幼保連携型認定こども園
私	松帆北	40	1	6	3	10	11	5	36	幼保連携型認定こども園
	小 計	280	12	23	40	64	63	54	256	
	ぬしま保育園	12		1				1	2	小規模保育所
私	すくすく保育園	19	7	6	7				20	事業所内保育所
724	翁寿園保育所	7	1	4	2				7	事業所内保育所
	小 計	38	8	11	9	0	0	1	29	
	合 計	1,448	54	116	182	337	341	343	1,373	

2. 広域入所(受託)

公私	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備考
	広田保育園	150					4	2	6	
	倭文保育園	60			1	2		1	4	
	榎列保育所	120							0	
	八木保育所	120					1		1	
	神代保育所	120	1				1		2	
	志知保育所	45							0	
公	ちどり保育所	90							0	
	賀集保育所	120							0	
	北阿万保育所	90							0	
	阿万保育所	90							0	
	伊加利こども園	40							0	幼保連携型認定こども園
	市こども園	175							0	幼保連携型認定こども園
	小 計	1,220	1	0	1	2	6	3	13	
	福良	130							0	公私連携幼保連携型認定こども園
	松帆南	110				1			1	幼保連携型認定こども園
私	松帆北	40							0	幼保連携型認定こども園
	小 計	280	0	0	0	1	0	0	1	
	ぬしま保育園	12							0	小規模保育所
私	すくすく保育園	19	4						4	事業所内保育所
124	翁寿園保育所	7		1					1	事業所内保育所
	小 計	38	4	1	0	0	0	0	5	
	合 計	1,538	5	1	1	3	6	3	19	

3. 広域入所(委託)

公私	施 設 名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備考
	城陽保育所								0	
	中川原保育所	60							0	
	鮎原保育園	110							0	
公	鳥飼保育園	90		1		1	1		3	
	都志保育園	70					1		1	
	浦保育所	120					1		1	
	小 計	_	0	1	0	1	3	0	5	
	洲本こども園	140					1		1	
	千草こどもの園	90							0	
私	こどもの園おおの	80			1		1		2	
	ななほし保育園	75					1		1	
	小 計	_	0	0	1	0	3	0	4	
	合 計	_	0	1	1	1	6	0	9	

4. 受託児童を含んだ市内入所児童数(1+2)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立	35	82	134	275	284	291	1,101
小計	35	82	134	275	284	291	1,101
私立	12	23	40	65	63	54	257
私立	12	12	9	0	0	1	34
小計	24	35	49	65	63	55	291
計	59	117	183	340	347	346	1,392
	0歳	1 • 2	2歳	3歳	4•5	歳	計
公立	35		216	275		575	1,101
計	35		216	275		575	1,101

認定こども園 地域型保育

5. 委託児童を含んだ市内入所児童数(1+3)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立	34	83	133	274	281	288	1,093
私立	20	34	50	64	66	55	289
計	54	117	183	338	347	343	1,382
	0歳	1 • 2	2歳	3歳	4•5	歳	計
公立	34		216	274		569	1,093
私立	20		84	64		121	289
計	54		300	338		690	1,382

6. 保育所別入所児童総計(受託含む)

公私	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備考
	広田保育園	150	3	7	14	45	41	46	156	
	倭文保育園	60	3	6	10	12	9	8	48	
	榎列保育所	120	3	5	15	31	35	34	123	
	八木保育所	120	3	7	18	28	27	35	118	
	神代保育所	120	3	8	11	25	23	25	95	
公	志知保育所	45	3	10	8	6	10	4	41	
'Z	賀集保育所		4	8	12	27	42	31	124	
	北阿万保育所	90	2	7	6	19	20	26	80	
	阿万保育所	90	3	5	13	32	25	30	108	
	伊加利こども園	40	1	4	6	8	8	7	34	幼保連携型認定こども園
	市こども園	175	7	15	21	42	44	45	174	幼保連携型認定こども園
	小 計	1,130	35	82	134	275	284	291	1,101	
	福良	130	5	8	18	30	26	23	110	公私連携幼保連携型認定こども園
	松帆南	110	6	9	19	25	26	26	111	幼保連携型認定こども園
私	松帆北	40	1	6	3	10	11	5	36	幼保連携型認定こども園
	小 計	280	12	23	40	65	63	54	257	
	ぬしま保育園	12	0	1	0	0	0	1	2	小規模保育所
私	すくすく保育園	19	11	6	7	0	0	0	24	事業所内保育所
14	翁寿園保育所	7	1	5	2	0	0	0	8	事業所内保育所
	小 計	38	12	12	9	0	0	1	34	
	合 計	1,448	59	117	183	340	347	346	1,392	

幼稚園

少) TE i	20								
公私	施設名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	湊幼稚園	45				12	14	9	35
公	津井幼稚園	45				6	8	7	21
'Z	志知幼稚園	45				7	11	8	26
	小計	135				25	33	24	82
私	淡路さゆり幼稚園	30				1	0	4	5
1/4	小計	30				1	0	4	5
	合計	165				26	33	28	87

内市外3歳児1名含む

7 6 3 12 20 1 21 <u></u> = 21 185 総合 2019年度 14 22 24 œ 5 8 -4 Ξ = = ភ 2 <u></u> -孛 က 7 なるは電話が一 2 2 2 2 က 9 = 62 7 2 2 その他 電話 センターひるは 電話 センター 7 ~ S 2 0 不妊治療 0 0 電話 センターひろば 電話 センターひろば 電話 センターひろば 0 定住関係 児童手当・子育て 応援優待カード 0 0 0 ---7 ファジー・ サポートセンター 0 0 電話センターひるば 0 子育で学習・ 支援センター 0 0 35. ----~ 9 電話セターひ 家庭環境 2 4 電話 ラケーの次 電話 ラケーのなば 電話 ラケーのな 電話 ラケーのな 0 児童虐待 0 0 ≥ 0 _ ---က $\overline{}$ 幼・保・子ども圏 7 **9** က 7 0 7 子どもの食事 0 電話セクーひるば 大婦問題 0 0 電話センーなが ~ LC3 12 発達の遅れ等 9 0 電話センターなるば 9 4 親·友人関係 8 0 25 -~ ---9 妊婦健康 電器を一 0 0 電話セクーひるば電話セクーひろば တ 9 ~ • --CV. က c4 7 生活習慣 7 က œ 0 유 ന cv. 兄弟·友人関係 0 ひろば 電話 わターひらば 25 子どもの健康 16 2 0 = ~ က က 親子関係 電話セター 7 က 7 7

神

3,3

4Д

5月

Б9

7,

В,

9月

10月

=

12.A

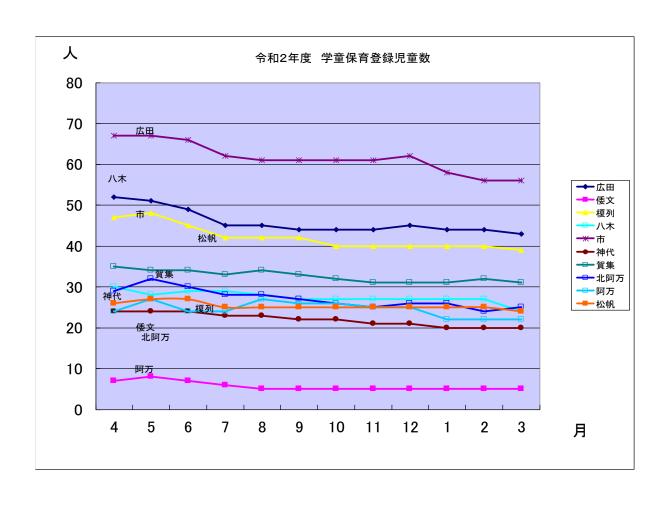
<u>—</u>

2Я

令和2年度 学童保育登録児童数

令和3年3月1日現在

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	平均	設置日	指導員数	場所
	広田	52	51	49	45	45	44	44	44	45	44	44	43	550	46	H14.6		広田小学校
	倭文	7	8	7	6	5	5	5	5	5	5	5	5	68	6	H17.8		倭文小学校
	湊	5	7	7	8	11	10	10	10	8	8	8	8	100	8	H29.4		湊小学校
	辰美	13	13	13	11	11	9	9	7	7	7	7	7	114	10	H29.4		辰美小学校
	榎列	47	48	45	42	42	42	40	40	40	40	40	39	505	42	H17.9		榎列小学校
	八木	30	28	29	29	28	27	27	27	27	27	27	24	330	27	H19.4		八木小学校
公立公営	市	67	67	66	62	61	61	61	61	62	58	56	56	738	62	H20.4		市学童保育所
	神代	24	24	24	23	23	22	22	21	21	20	20	20	264	22	H22.4		神代小学校
	賀集	35	34	34	33	34	33	32	31	31	31	32	31	391	33	H21.4		賀集小学校
	北阿万	29	32	30	28	28	27	26	25	26	26	24	25	326	27	H15.6		北阿万公民館
	阿万	24	27	24	24	27	26	26	25	25	22	22	22	294	24	H23.4		阿万小学校
	福良	12	12	12	11	13	10	10	10	8	9	8	8	123	10	H27.4		福良小学校
	小 計	345	351	340	322	328	316	312	306	305	297	293	288	3,803			0	
公立	松帆	26	27	27	25	25	25	25	25	25	25	25	24	304	25	H18.4		認定こども園松帆南
民営	小 計	26	27	27	25	25	25	25	25	25	25	25	24	304			0	
É	計	371	378	367	347	353	341	337	331	330	322	318	312	4,107	342		0	



令和2年度 放課後児童クラブ(学童保育)及びアフタースクール登録児童数

令和3年3月1日現在

								令和3年	371H	υ <u>π</u>
区分	施設名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	定員	支援員数
	広田	22	13	4	4	0	0	43	40	5.5
	キッズクラブ 特支在籍							0	10	0.0
	倭文	5	0	0	0	0	0	5	20	2.0
	げんきクラブ 特支在籍							0		2.0
	湊	0	1	6	1	0	0	8	25	2.0
	フレンズクラブ 特支在籍							0		2.0
	辰美	0	4	1	1	1	0	7	25	2.0
	ハロークラブ 特支在籍							0		2.0
	榎列	14	11	14	0	0	0	39	30	5.0
	すまいるクラブ 特支在籍							0		0.0
	八木アフタースクール	5	10	3	6	0	0	24	30	3.0
	島チーム 特支在籍							0		0.0
公立	市	17	14	14	10	1	0	56	65	6.0
公営	すきっぷクラブ 特支在籍							0		0.0
	神代	10	6	4	0	0	0	20		3.0
	きらきらクラブ 特支在籍							0	0 20	0.0
	賀集	12	6	12	0	1	0	31	20	3.0
	るんるんクラブ 特支在籍							0	20	0.0
	北阿万	10	4	4	7	0	0	25	25	3.0
	わくわくクラブ 特支在籍							0		0.0
	阿万	9	6	4	2	1	0	22	20	3.0
	にこにこクラブ 特支在籍	1						1	20	0.0
	福良	5	0	1	2	0	0	8	20	2.0
	ふくふくクラブ 特支在籍							0	20	2.0
	小計	109	75	67	33	4	0	288	340	39.5
	特支在籍	1	0	0	0	0	0	1		
公立	松帆	10	10	2	2	0	0	24	25	3
民営	ハッピークラブ 特支在籍							0		
	合計	119	85	69	35	4	0	312	365	42.5
	特支在籍	1	0	0	0	0	0	1		

特支在籍()は内数。

南あわじ市の母子保健事業の流れ

母 新 4 4 育へ 2 3 強 就遊保 南 母 10 1 →親 →出 →生 → 1 先 →か \rightarrow か \rightarrow か \rightarrow 児 7 \rightarrow 歳 →歳へ →歳 →い →学び育 **→**あ 子 -学 児 児フ 生 か天 月 月 相か 児 前の所 わ 健 月 6 歯 児 児 5 教・ 届 歯ツ 大 康 級 訪 月性 談月 か 健 じ 児 児 ま乳 歳室幼 0 手 問 児股 健 月 好 健 科素 康 →精 →精 児 帳 健関 で児 康 健塗 診 き 児·稚 子 康 密 密 健 \mathcal{O} 診節 の家 診 診布 査 健 健発園 食 診 検 検 康 育 交 脱 庭 診 康達巡 査 査 查 査 付 診 チ 臼 全 診支回 $\overline{}$ フ ヤ 検 戸 査 查援相 ツ 訪 相談 V 診 ンジ 問 素 談 塗 布

電話相談、来所相談、家庭訪問等

南あわじ市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第29号

改正 平成27年3月31日条例第10号

平成30年3月30日条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の 規定に基づき、南あわじ市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を 置く。

(所掌事務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。 (組織及び委員)
- 第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 教育又は保育の関係者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (会長及び副会長)
- 第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見 を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

- 第7条 子ども・子育て会議は、第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部子育てゆめるん課において処理する。 (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長 が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員を委嘱した日以後最初に招集される会議は、市長 が招集する。

(南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年南あわじ市条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成27年条例第10号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第5号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第23回 南あわじ市子ども・子育て会議 委員名簿

任期:令和3年10月1日~令和5年9月30日

(順不同・敬称略)

区分	(条例第	3条第2項	所属団体	本等	E	£	名		備考
1	フ <i>レ</i> ナ/	7.10=苯字	幼稚園保護者会	湊幼稚園 保護者会	馬	部	江	梨	(団体推薦)
号	1,700	D保護者	保育所(園) 保護者会	志知保育所 保護者会	豊	原	磨	紀	(団体推薦)
2	 	2 李眼塚 李	小学校長会	倭文小学校 校長	松	下	哲	也	(団体推薦)
号		R育関係者 	私立保育所・幼稚 園・こども園	(福)みかり会理事長	谷林	ন্য		誠	
			子育て学習・支援 センター	インストラク ター	仲間		美	佳	
3 믛		• 子育て支援 る事業に従事	放課後児童クラブ	倭文学童保 育支援員	北原		0 奈	子	
			民生委員児童委員 連合会	主任児童委員	宫	野	節	子	(団体推薦)
4 号		・子育て支援 る学識経験者	神戸親和女子大学 発達教育学部児童教育学科	教授	戸氵	Ι	茂	博	
		地域支援	連合自治会	北阿万地区 自治会長	ф	Ш	博	文	
	市	地以又按	市民交流センター長会	津井市民交流センター長	興	‡	良	祐	(団体推薦)
5	長が必要	就労環境	事業所代表	淡路さゆり幼 稚園事務長	志口	力	克	義	
号	市長が必要と認める者	公募	子育て中又は子育て	経験者(公募)	仲里	! }	ور	枝	
	者	行 时	教育委員会	教育次長	仲	Ш	和	史	
		行 政	市民福祉部	部長	西	庄		登	